

2017年11月1日

福島県知事

内堀 雅雄 様

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

原子力規制委員会への回答書と当社の取り組みについて

当社は、柏崎刈羽原子力発電所の審査の過程において、原子力規制委員会から原子炉設置者としての適格性を問われ、福島第一原子力発電所の廃炉や原子力安全の向上に取り組む上での当社の責任と決意を文書で回答いたしました。

回答書でお示した決意の下、福島第一原子力発電所の廃炉を安全かつ着実に遂行するための私どもの主体的な取り組みをご報告いたします。

<当社の取組骨子と主な行動>

- 主体性の下での「福島第一原子力発電所の廃炉の安全かつ着実な遂行」
  - ・ 中期的リスクの低減目標マップで示されたリスクの低減
  - ・ 国内外の叡智を結集した廃炉技術への継続的取り組み
  
- 誠意と決意の下での「風評被害対策の検討と実施」
  - ・ 地域の皆さまや関係者のご意見を伺いながら、風評被害に対する行動計画を作成し、あらゆる機会をとらえ、主体的に説明
  
- 経営責任の下での「地元本位の取り組み」
  - ・ 迅速な情報共有と組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策実施
  - ・ 経営層が現場に足を運び、直接現場を見て、話を聞く機会の増加

回答書は、福島県の皆さま、国民の皆さまへのお約束であり、東京電力として将来にわたり確実に引き継いでまいります。

今後も地域の皆さまのご要請に真摯に向き合い、私をはじめ経営層が地元へ足を運び、対話を重ね、主体性をもって責任を果たしてまいります。

以上



2017年8月25日

原子力規制委員会 殿

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答

## 1. はじめに

当社が起こした福島原子力事故により、私たちは、支えて下さった地元の皆さまに塗炭の苦しみを与えました。事故を起こした当事者の代表として、私は、このような事故を二度と起こさないと固く誓い、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げるため、自ら判断し、実行し、説明する責任を果たしてまいります。

福島の方からは、当社が福島第一原子力発電所の廃炉を安全にやり遂げることについて、強いご要請を頂いています。廃炉の過程には、処理水をどう取り扱うのか、放射性廃棄物をどう処分するのか、などの課題があると認識しています。

新潟の方からは、福島原子力事故の教訓を安全対策等に結びつけるための徹底的な検証を行うことについて、強いご要請を頂いています。

こうした地元のご要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、私をはじめ経営層が地元へ足を運び、対話を重ね、地元の思いに配慮しつつ責任を果たすことが、私たちの主体性と考えています。

なお、福島第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所の今後についても、同様に経営としてしっかり検討・判断してまいります。

これまで、当社は、社外に向かって当社の考えをお伝えし、行動を起こしていく姿勢に欠けていたものと自覚しています。同様に、社内においても、こうした姿勢の欠如に起因する部門間のコミュニケーションの悪さが、組織の一体感のなさや対外情報発信の至らなさを招いたものと反省しています。このため、私は、組織の縦割りや閉鎖性を打破することにより、社内外に開かれた組織をつくってまいります。

また、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げることと、終わりなき原子力の安全性向上に取り組むことは、当社自身の責任であると改めて自覚します。トップである私が先頭に立ち、現地現物主義で自らの頭と手を使い、主体性を持って様々な課題をやり遂げる企業文化を根付かせてまいります。

原子力の安全に対しては、社長の私が責任者です。私はこの責任に決して尻込みしません。この責任を果たすにあたり、協力企業を含め、私とともに安全を担う現場からの声を、トップである私がしっかり受け止め、原子力安全の向上のための改革を進めます。同時に、こうした取組の中で、私の責任で現場のモチベーションを高めていくことも実施してまいります。

会長以下の取締役会は、原子力安全監視室、原子力改革監視委員会をはじめとする、原子力の専門家からの指導、助言も踏まえ、私が先頭に立って進める執行の取組を監督する役割を果たしてまいります。

こうした決意の下、7月10日の貴委員会における各論点に関して、以下の通りお答えします。

## 2. 各論点に対するご回答

①福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格は無い

福島第一原子力発電所の廃炉は、国内外の叡智や、地元をはじめ多くの関係者のご協力を得つつ、当社が主体となり進めます。貴委員会の「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」で示されたリスクの低減はもとより、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めます。

福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、進捗に応じて、地元の方々の思いや安心、復興のステップに配慮しつつ、当社は、主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟です。

これまでの地元の方との対話から、私が感じているのは、風評被害の払しょくに向けた当社の取組は不十分であり、これまで以上に努力して取り組む必要があるということです。当社は、風評被害の対策について、誠意と決意を持って取り組んでまいります。

今後、当社は、風評被害に対する行動計画を作成し、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の場をはじめ、あらゆる機会を捉え、ご説明してまいります。行動計画の作成にあたっては、これまで取り組んできた以下の項目に留まらず、地元の方々のご意見を伺い、幅広く検討してまいります。

- 福島第一廃炉・汚染水対策に関する国内外への情報提供
- 福島県産品の購入等に関する取組

②福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない

当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。

現在審査頂いている柏崎刈羽6/7号機の安全対策については、一定の進捗をみていますが、今後要する資金の手当てについては、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画でお示しした計画に基づき、着実に実行してまいります。

また、今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。

③原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない

当社は、二度と福島第一原子力発電所のような事故を起こさないとの決意の下、原子力事業は安全性確保を大前提とすることを誓います。

私は、安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していたしません。

④不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない

福島原子力事故を経験した当社の反省の一つは、知見が十分でない津波に対し、想定を上回る津波が発生する可能性は低いと判断し、津波・浸水対策の強化といったリスク低減の努力を怠ったことです。

この反省を踏まえ、当社は、⑤で述べるように世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで、リスクを低減する努力を日々継続してまいります。

社長である私は、「安全はこれで十分ということを絶対に思ってはいけない」という最大の教訓を、繰り返し全社員に強く語りかけてまいります。

⑤規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない

当社は、福島原子力事故に対する深い反省から、原子力の安全性向上について、規制に留まらず、さらなる高みを目指すため、WANO、INPO、JANSIをはじめ各国の団体・企業からの学びを大切に、ベンチマーク等を行い、不断の改善を行ってまいります。

日常の運転・保守の改善や、発電所の脆弱性抽出とその対策実施に対して、PRA（確率論的リスク評価）の活用をはじめ、リスクに向き合い安全性を継続的に向上させるための取組を行ってまいります。

現場では、過酷事故時に対応するためにハード・ソフトの対策を整備し、これをより実効的なものとするため、訓練を繰り返し実施してまいります。

私は、何よりも、発電所のことをよく知る現場からの提案やリスクへの気づきをこれまで以上に大切にし、原子力・立地本部長の下で、現場からの改善提案を積極的に受け入れる「安全向上提案力強化コンペ」などの取組を強化してまいります。

今後も、優れた改善提案には、優先的にリソースを配分し、さらなる改善を実現してまいります。

⑥原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原子力発電所について再申請するべき

当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることに、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。

私が社長就任時に表明した原子力事業の組織の在り方は、法人格が変わる分社化ではなく、社内カンパニー化であり、私が原子力安全の責任者であることは変わりません。

トップである私の目指す社内カンパニー化は、これまでのような情報共有ミスを防ぐなど、縦割りや閉鎖性を打破し、組織を開くという社内のガバナンス強化が目的であり、炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行いません。

⑦社内の関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない

当社は、福島原子力事故時の炉心溶融の判定基準の有無に関して誤った説明をしていた問題や、柏崎刈羽 6/7 号機の安全審査対応における問題などの反省から、経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策を実施してまいります。

また、発電所と本社経営層の距離をなくすためのコミュニケーションの場を増やし、現場と経営トップが同じ情報を基に、安全を議論できるようにしてまいります。例えば、本社の会議の運営を効率化する等により、私をはじめ経営層が現場に足を運び、直接現場を見て、現場の話を聞く機会を増やしてまいります。

以上

2017年11月1日

福島県知事  
内堀 雅雄 様

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

### サブドレン総点検の実施概要について

9月末に、サブドレン水位計の設定の誤り事象が判明し、福島の皆様には大変なご心配とご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。

誤りが判明した水位計の設定については、既に是正をしましたが、さらなる安全性を向上させるため、また、社会の皆様にご心配をおかけしないために、サブドレンに関する全ての運転制限値（LCO）管理項目について総点検を実施することといたしました。その結果および原因と対策の概要は以下の通りです。なお、詳細は別紙をご参照ください。

#### <結果>

サブドレンに関して、監視上必要となる機器や設備が適切に設置され、管理されていることを調査した結果、LCO逸脱となる重大な誤りは確認されませんでした。

なお、総点検対象48箇所の子ドレンピットのうち、4箇所において、測量記録の差異・転記ミスなどが確認されましたが、確認後、全て速やかに是正いたしました。

#### <原因と対策>

原因は、基準点の測量に関する要求事項が明確にされていなかったことなどであることから、標高基準の統一と情報伝達を確実に行うルール構築やマニュアルの見直しなど、継続的な改善に取り組んで参ります。

また、さらなる安全・安心につなげるために、技術開発にも取り組んでまいります。

以上





## サブドレンに関する LCO 全事象の総点検実施について

### 1. 実施体制

本社および福島第一原子力発電所に総点検チームを設置して調査

### 2. 実施範囲と実施方法

#### (1) 実施範囲

実施計画第Ⅲ章第 1 編第 26 条において、建屋滞留水の建屋外への漏えいを防止するための監視対象として定めている以下の項目について、その適否を判断するための設計図書、現場管理体制、業務プロセスの妥当性を確認する。

- ①建屋の滞留水水位
- ②建屋の滞留水と建屋近傍のサブドレンの水位差
- ③放射能濃度

#### (2) 実施方法

監視対象項目①～③について、要因分析を実施し、確認すべき項目を抽出した上で点検を実施する。また、現場管理体制、業務プロセスについて、各部門で定めたマニュアル・手順書等から確認すべき項目を抽出した上で点検を実施する。

### 3. 実施状況

サブドレンに関して監視上必要となる機器・設備が適切に設置されていること、管理（運用・保守）されていることを調査した結果、LCO 逸脱となる重大な誤りは確認されませんでした。

ただし、以下のサブドレンピットにおいて、現状の水位計基準点と 2016 年に実施した測量記録との差異が大きいピットが 2 箇所（No. 22、No. 53：最近の測量値との差異）、基準点の誤記等があるピット 2 箇所（No. 208、No. 209：手計算ミスや転記ミスによる誤り）が確認されたことから、速やかに設定値を修正（2017 年 10 月 27 日）しました。

### 4. 今後の取り組み

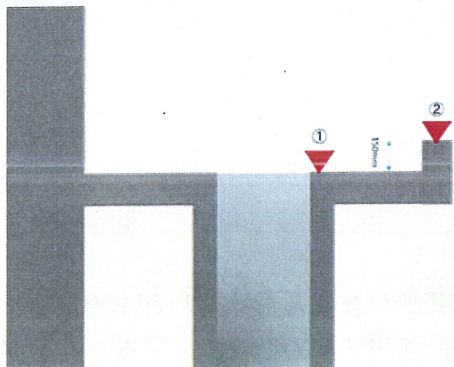
現場管理体制の業務プロセスにおいて、他グループへ引き渡される情報（基準や要求）が明確になっていなかったことやヒューマンエラーのすり抜け・組織間の情報伝達エラー等につながる課題が抽出されました。標高基準の統一等を速やかに実施するとともに、プロセス管理として、情報伝達を確実にを行うためのルールを構築することなどにより、継続的な改善に取り組んでまいります。

以上

参考1. 水位計の基準点の差異 (サブドレンピット No. 22、53)

サブドレンピット	2014年測量値 (現在の水位計の基準点)	2016年測量値 (照合測量記録)	差異
No. 22	T.P. +8, 731mm	T.P. +8, 577mm	+154mm
No. 53	T.P. +8, 838mm	T.P. +8, 954mm	-116mm

参考2. サブドレンピット No. 22 の測量ポイント



本来①で測量すべきところ、②で測量した可能性があると推定

参考3. サブドレンピット No. 22 の状況

<2014年>



<2017年>



参考4. 水位計の基準点の差異 (サブドレンピット No. 208、209)

新設サブドレンピット	誤値	正值	差異	差異理由
No. 208	T.P. +10, 286mm	T.P. +10, 345mm	-59mm	計算ミス
No. 209	T.P. +10, 313mm	T.P. +10, 316mm	-3mm	転記ミス